

芸備線再構築協議会幹事会規約

(目的)

第1条 この規約は、芸備線再構築協議会規約（以下「協議会規約」という。）第9条第2項の規定に基づき、芸備線再構築協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 幹事会は、事務所を広島県広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎4号館中国運輸局内に置く。

(協議事項)

第3条 幹事会は、協議会規約第9条第1項により議長の命を受けた事項を協議する。

2 前項の協議は、必要な調査事業及び実証事業（交通手段再構築実証事業計画に係るものを除く。）の実施内容及び費用負担に関して決定することを含むものとする。

(組織)

第4条 幹事会は別表に掲げる幹事をもって組織する。

2 幹事会は、協議会の構成員が変更された場合、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第29条の3第5項各号に掲げる者に準ずる者として幹事とすることが妥当である者がある場合その他幹事について変更する必要がある場合は、協議の上、別表を変更するものとする。

(幹事長)

第5条 幹事会に幹事長を置く。

2 幹事長は、中国運輸局交通政策部長及び鉄道部長をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会における議事運営その他の会務を総括する。

4 幹事長に事故があるときは、議長が幹事長の職務を代理する者を中国運輸局の職員から指名する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、幹事長が招集する。

2 幹事会は、幹事（次項の規定により代理の者が出席する場合は、当該代理の者。同項を除き、以下同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 幹事は、代理の者を協議会に出席させることができる。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、幹事会への

- 出席、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 幹事会の公開又は非公開は、幹事と協議の上、幹事長が決定する。

(議事及び協議資料)

- 第7条** 幹事会の議事については、速やかに議事の概要を作成し、中国運輸局ホームページで公開するものとする。
- 2 協議資料は原則として公開する。ただし、非公開とすることが適当であると認める場合は、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(事務局)

- 第8条** 幹事会の業務を処理するため、中国運輸局鉄道部内に事務局を置く。

(会計及び会計年度並びに財務に関する事項)

- 第9条** 幹事会の会計及び会計年度並びに財務に関する事項については、協議会規約に準ずる。

(委任)

- 第10条** この規約に定めるもののほか、幹事会の事務の運営上必要な細則は、幹事長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年3月26日から施行する。

別表（第4条関係）

芸備線再構築協議会幹事会幹事名簿

（令和6年5月16日現在）

所属	役職	氏名	備考
国土交通省中国運輸局	交通政策部長	阪場 進一	幹事長
	鉄道部長	靱 尚太	幹事長
岡山県	県民生活部長	玉置 明日夫	
	土木部技術総括監	川上 次郎	
広島県	地域政策局長	岡田 浩二	
	土木整備担当部長	栢 英彦	
新見市	福祉部長	古家 孝之	
	建設課長	西山 優深	
庄原市	生活福祉部長	岡本 貢	
	環境建設部建設課長	杉谷 美和紀	
西日本旅客鉄道株式会社	岡山支社副支社長	浅井 昌容	
	広島支社副支社長	奥井 明彦	
公益社団法人広島県バス協会	専務理事	赤木 康秀	
公益社団法人岡山県バス協会	専務理事	岡田 和史	
岡山県警察本部	交通規制課長	森本 隆弘	
広島県警察本部	交通規制課長	菅野 貴之	
独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校	教授	神田 佑亮	
国土交通省中国地方整備局	建政部長	田宮 庸裕	
広島市	道路交通局長	戸田 祐二	
三次市	地域共創部長	矢野 美由紀	

芸備線再構築協議会幹事会 事務局説明資料

令和6年5月16日

国土交通省 中国運輸局

○芸備線再構築協議会の目的

芸備線再構築協議会は、芸備線（備中神代駅から備後庄原駅まで）の交通手段再構築（鉄道再構築又はバス転換等）に関する方針の作成に必要な協議を行うための協議会として、芸備線の沿線地域のまちづくり、観光振興の観点も含めた議論を行い、より利便性・持続可能性の高い最適な地域公共交通を実現することを目指して組織されたものである。なお、議論に当たっては、広域的な見地から、特定区間に備後庄原駅から広島駅までの区間を加えた全線を対象として幅広い議論を行う。

○芸備線再構築協議会及び幹事会で協議を進めるに当たっての共通認識

（第 1 回協議会における議論の概要）

第 1 回芸備線再構築協議会においては、地域交通法基本方針に基づいて、「存続ありき」「廃止ありき」との前提を置くことなく、具体的なファクトとデータに基づき、最適な交通モードの在り方について議論していく認識が構成員間で共有されたほか、構成員からは、芸備線やその沿線地域の現状について、透明性を確保してデータに基づいて議論を進めていくこと、あらゆる取組を講じて芸備線の可能性を最大限追求していくこと等の意見表明があった。

また、この協議会の枠組みにおいては、まずは調査事業により芸備線やその沿線の現況を把握し、どのような取組がふさわしいかなど、具体的な事業は幹事会において検討・実施を行っていく方針が議長から示され、幹事会において実務的な議論を進めていくこととされた。

（芸備線再構築協議会及び幹事会で協議を進めるに当たっての共通認識）

上記を踏まえ、芸備線再構築協議会及びその下部組織である幹事会においては、次に掲げる共通認識の下、取組や議論を進めていくこととする。

- 一、地域交通法基本方針のとおり、具体的なファクトとデータに基づき、より利便性・持続可能性の高い公共交通の実現に向けた最適な交通モードの在り方について、真摯に議論していくこと
- 一、芸備線再構築協議会で議論する、3年以内を目安とした期間を通じて、持続可能な地域社会の実現、沿線地域のまちづくり、観光振興の観点も含め、特定区間における交通手段再構築について議論していくこと
- 一、沿線地域の住民等の関係者の理解が得られるよう、透明性のある議論を行うこと

芸備線再構築協議会幹事会における検討の進め方

1. 芸備線再構築協議会幹事会での検討事項

地域交通法に基づき、再構築協議会・幹事会においては、交通手段再構築、すなわち、

- ①旅客鉄道事業による輸送を維持（鉄道再構築）
- ②鉄道の全部又は一部を他の交通モードに最適化（バス転換等）

のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策を検討することとされている

2. 第1回芸備線再構築協議会における各構成員発言

- ・存続・廃止の前提を置かず、ファクトとデータに基づいて議論することは構成員の共通認識
- ・構成員の意見は以下のとおり
 - (1) 既存データの提供とこれに基づく議論を行うべき
 - (2) 芸備線の可能性を最大限追求したい
 - (3) 調査事業・実証事業の実施に当たっての意見

3. 芸備線再構築協議会幹事会における検討の進め方

（検討の基本的考え方）

- ①芸備線の可能性を最大限追求する
- ②より利便性・持続可能性の高い公共交通の実現に向けた最適な交通モードの在り方を検討する

（当面の進め方）

- ・①について、既存データ（まちづくり・観光振興に関するデータを含む。）に基づく検討を実施（検討のイメージは次頁）
- ・新たに把握の必要が生じたデータについて調査事業を実施

4. 芸備線再構築協議会幹事会における当面の検討イメージ

芸備線の利用者を増加させる取組や、利用者の利便性や地域への波及効果を高める取組による相乗効果に加え、利用者数とは別個の芸備線自体の価値を見出すことにより、芸備線の可能性を追求していく

(具体的な検討の内容) ※基本的考え方：芸備線の可能性を最大限追求

$$\text{①利用者数の増加} \times \left(\begin{array}{l} \text{②a 利用者本人の便益の増加} \\ + \\ \text{②b まちづくり・観光振興の観点} \\ \text{も踏まえた地域への波及効果} \end{array} \right) + \alpha \text{③その他} \\
 = \text{芸備線による地域への多様な価値の創出}$$

(各要素の検討イメージの例)

① 利用者数の増加

：移動需要の創出（利便性向上、新見・庄原地域を面で捉えた他の公共交通との連携、沿線住民の行動変容、利用者減少の要因分析 等）

② a 利用者本人の便益の増加

：利便性・快適性が向上するサービスの提供等による利用者本人の便益の増加

② b まちづくり・観光振興の観点も踏まえた地域への波及効果の増加

：域内観光消費・住民の買物消費の増加、地域への波及効果の創出

③ α その他

：利用者数とは別個の価値について検討 ※データとファクトに基づき議論できるものを基本とする

1. 構成員意見

- ・ 鉄道特性も含め前提を置かず議論したい（岡山県・新見市）
- ・ J R 西日本は詳細な芸備線のデータ等を示してほしい（岡山県・新見市）
- ・ 芸備線の可能性を最大限追求していくべき（広島県・庄原市）
- ・ 移動需要・供給マッチングや潜在需要の掘り起こし等が必要（広島県）
- ・ 芸備線の新たな価値や役割を見出したい（庄原市）
- ・ 利用者減少の理由を早急に確認すべき（神田教授）

2. 各構成員が保有する既存データの共有・議論

- ・ 各構成員が保有する既存データを共有した上で、芸備線の可能性を最大限追求するため、「利用者の増加」「利用者本人の便益の増加」「まちづくり・観光振興の観点も踏まえた地域への波及効果の増加」等を議論
- ・ J R 西日本が保有する芸備線の最新データのほか、災害リスクなどの将来的な負担に関するデータを共有して議論
- ・ 既存データに基づく議論も踏まえて、芸備線の可能性を追求するための調査について、その必要性を議論した上で、実施を検討